

9条改憲を明確に意図した「新教育基本法案」

小森 陽一（「九条の会」事務局長、東京大学）

2006年4月18日に閣議決定され、国会に上程された「新教育基本法案」は、マス・メディアで報道されているレベルをはるかにこえて、きわめて危険な個人の精神と言論活動を、国家が全面的に統制しようとする法律です。「新教育基本法案」という名称だから、関係があるのは学校関係者だけだ、といった認識は誤りです。「共謀罪」と同じ発想でつくられた、国家による個人としての主権者の主権者性を奪う、弾圧法なのです。

「平和」を削り、「正義」に

「新教育基本法案」の最大のねらいは、憲法9条を持つ、現行憲法と教育の関係を断ち切るところにあります。

現行教育基本法の前文第1文にある「われらは、さきに、日本国憲法を確定し」が、まず削除されています。この「憲法を確定する」という文言は、現行憲法前文の第1文の述語です。「確定」という言葉の持つ意味は重いのです。なぜなら、この述語は、主権者がいったい誰なのか、という問題を表わしているからです。その直前が「ここに主権が国民に存することを宣言し」とあることとあわせて考えれば、意味の重さがより明確になります。

つまり、大日本帝国憲法の下で、唯一の主権者である、「天皇」が最後の帝国議会の議論と決定に基づき、現行憲法を「制定」した直後から、私たち一人ひとりの個人としての国民が、この国の主権者となったわけです。そして新たに主権者となった「国民」が、あらためて、現行憲法を「確定」した、ということなのです。

また、本当の意味で一人ひとりの個人としての国民が、国家の統治権者になるための前提は何かと言えば、その前の「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し」という、憲法9条なのです。

9条と深く結びついた前文の思想は、「国権の発動たる戦争」を「永久」に「放棄」した国の中でなけ

れば、一人ひとりの個人は、本当の意味での主権者にはなれない、ということをして「宣言」しているのです。「われらは、さきに、日本国憲法を確定し」という文言を削除することは、こうした前文の思想と教育の関係を切断することにほかなりません。

このねらいは、現行教育基本法前文の「真理と平和を希求する人間の育成」という部分の「平和」を削除し「正義」に変えた、というところにもはっきりあらわれています。憲法第9条の「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」という文言との結びつきを断ち切ろうとしているのです。国連憲章違反の侵略戦争である米英のイラク攻撃をはじめとして、戦争を仕掛ける側は、常に「正義」を理由にしていたことは、人間の歴史の教訓です。9条改憲を明確に意図した、教育基本法の改悪なのです。

「教育」という名の統制

また「新教育基本法案」では、現行教育基本法前文第2文「この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」という部分を、ばっさり削除しています。現行憲法下における「教育」が、発布されたときには「理想」でしかなかった現行憲法の考え方を、社会の中に実際に現実として根付かせることを目指す実践だ、ということ、完全に否定しようとしているのです。

「真理と平和を希求する人間の育成」とは、「教育」、すなわち言葉を使って何事かを人から人へ伝達するすべての人間活動が、憲法9条を生涯をかけて生き抜くような人間を「育成」することに向けられるべきである、という考え方であり、それが捨て去られるということです。

つまり「新教育基本法案」は、憲法9条を改悪し、戦争をする国に変質させ、それを担う人間、通常の生活では最大の罪とされている殺人を、戦争を遂行する国家の命令、国家のためであれば、英雄的な行為であるかのように思う人材をつくることに道を開

くものなのです。その象徴が「新教育基本法案」第2条の「我が国と郷土を愛する」「態度を養う」という規定です。これは、目に見えない「国」を「愛する」心を「態度」として表し、それを評価する、ということにほかなりません。国家が要求する国家への「態度」を、教育行政が心の中に踏み込んで強制することなのです。

しかも13条で、「学校」のみならず、「家庭及び地域住民その他の関係者」すべてに、「協力」が義務づけられているのだから、国定の教育目標、いや、「教育」という名の精神と言論の統制が行われていくことになるのです。「その他の関係者」の中に、教育行政の恣意で警察を入れることは簡単で、市民運動を弾圧する法律になります。またマスメディアを入れれば、国定教育目標に反する報道統制も可能になるわけです。

ねらいは「心脳コントロール社会」

「新教育基本法案」は、行政の判断で21世紀の治安維持法に変換できてしまう悪法なのです。すべての国民を、国家が遂行する「教育という名の国家プロジェクト」に「心と態度」の両面で動員し、協力を義務づけていくということです。つまり、社会の中で一人の例外も許されないような、国家が決めた国民精神と言論の統制を行おうとしているのが、「新教育基本法案」なのです。

では、その国家プロジェクトとしての国民精神の中味は、どのようなものなのでしょうか。最大の特徴は、「新教育基本法案」の第2条「教育の目標」に列挙された、「我が国を愛する」「態度」を中心とする20項目のあるべき人格を定めた内容が、現行の「学習指導要領」の「道徳」とすべて符合する点です。

「新教育基本法案」の「我が国と郷土を愛する態度」という項目は、中学校に対する「学習指導要領」の「道徳」における「郷土を愛し」「国を愛し」と合致しています。

周知のとおり文科省の「告示」でしかない「学習指導要領」の内容を、文科省は法的拘束力があると主張し、全国の「日の丸」「君が代」強制をめぐる争点は、この点をめぐるものです。様々な裁判でも、はたして「告示」にすぎない「学習指導要領」で、

憲法や教育基本法に反する教育を強制することができるかが争われてきたのです。

この「告示」の内容を、「新教育基本法案」によって強化するということは、明確な法的拘束力を持たせるばかりでなく、これまで争われてきた、教育現場における「学習指導要領」違反としての処分等をめぐる裁判闘争を、すべて無効化することになります。

つまり、明らかに憲法違反、教育基本法違反の東京都教育委員会が遂行してきた、ファッショ的な強権教育行政が法的に是認され、全国で行われることになるということです。

もう一つ重要な点は、学校教育の中で言えば一教科にすぎない「道徳」の「学習指導要領」の内容が、教育全体の目標とされ、しかも学校のみならず「家庭」や「地域住民」そして「その他の関係者」にまで、その目標の実現への協力が義務づけられてしまう、ということです。21世紀型の教育勅語体制です。

戦前教育が修身を筆頭科目として忠良な皇国民の錬成に集約されたように、教育を全面的に道徳教育に一元化していく志向をみてとることが容易である」(『教育基本法改正法案に対するコメント』2006年5月9日、日本教育法学会教育基本法研究特別委員会)

「善悪」の判断基準を、個人の内心ではなく「態度」で外に表示させ、それを国家が監視し、国家の方針に反すれば取り締まり処罰していくという「心脳コントロール社会」(拙著『心脳コントロール社会』ちくま書房2006)がねらわれているのです。

それは明らかに「戦争をする国」の人材づくりのために「個人の尊厳」を国家がつぶすということです。通常の社会生活では最も「悪いこと」とされている殺人を、国家の命令、国家のためであるという「良いこと」、英雄的なことだと刷り込んでいくシステムを、「教育」という名において、公立学校を中心にして、網の目のような心脳支配統制を構築しようとしているのです。私たちは「新教育基本法案」を阻止するために、全力で発言し続けなければなりません。

(こもり・よういち)